

毎週火、金曜日発行(但休日相当ときは翌日)
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目次
◇条例 職員の給与に関する条例等の一部を改正する
条例

条 例

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和四十年二月一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県条例第一号

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(職員の給与に関する条例の一部改正)

第一条 職員の給与に関する条例(昭和二十六年二月鳥取県条例第三号)の一部を次のように改正する。

第十条第二項中「から百円を控除した額」を削り、同項及び同条第三項中「三百円」を「四百円」に、「三百五十円」を「四百五十円」に改める。

第十四条第二項中「但し、正規の勤務時間外に勤務をしても、休日勤務手当は、支給されない。」を削る。

第十六条の二第一項中「宿直勤務又は日直勤務」を「宿日直勤務」に、「三百六十円」を「四百二十円」(宿直勤務が土曜日又はこれに相当する日に退庁時から引き続いて行なわれる場合にあつては、五百四十円)に改める。

第十六条の四第二項各号列記以外の部分中「百分の百」を「百分の百十」に、「百分の二百」を「百分の二百十」に改める。

第十六条の五第二項中「百分の三十」を「左の各号に掲げる支給日の区分に應ずる割合」に改め、同項に次の各号を加える。

- 一 三月十五日 百分の四十
 - 二 六月十五日及び十二月十五日 百分の三十
- 別表第一から別表第五までを次のように改める。

別表第二

公安職給料表

職務の等級	1等級	2等級	3等級	4等級	5等級
号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
1	40,600	27,800	20,100	17,100	15,400
2	42,700	29,800	21,300	18,100	15,900
3	44,800	31,800	23,000	19,100	16,400
4	46,900	33,800	24,800	20,100	17,100
5	48,900	35,800	26,700	21,300	18,100
6	50,900	37,800	28,600	22,900	19,100
7	52,800	39,900	30,500	24,500	20,100
8	54,700	41,800	32,400	26,300	21,300
9	56,600	43,700	34,300	28,100	22,900
10	58,500	45,600	36,200	29,900	24,500
11	60,400	47,500	38,100	31,700	26,300
12	62,300	49,100	39,900	33,500	28,100
13	64,200	50,500	41,500	35,300	29,900
14	66,100	51,900	43,100	37,100	31,700
15	67,900	53,100	44,500	38,900	33,400
16	69,700	54,100	45,900	40,600	35,100
17	71,300	55,100	47,100	42,300	36,700
18	72,900	56,100	48,300	43,600	38,300
19		56,900	49,300	44,900	39,800
20		57,700	50,300	46,100	41,300
21		58,500	51,100	47,100	42,500
22		59,300	51,900	47,900	43,700
23		60,100	52,700	48,700	44,700
24			53,500	49,500	45,400
25			54,300	50,300	46,100
26			55,100	51,100	46,800
27				51,900	47,500
28				52,700	48,200
29					48,900
30					49,600

備考 この表は、警察官に適用する。

別表第一

行政職給料表

職務の等級	1等級	2等級	3等級	4等級	5等級	6等級	7等級
号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
1	53,200	44,000	35,400	26,800	21,200	18,100	13,600
2	56,100	46,300	37,500	28,800	22,800	19,100	14,100
3	59,000	48,600	39,600	30,800	24,500	20,100	14,600
4	61,900	50,800	41,700	32,800	26,300	21,200	15,100
5	64,800	53,000	43,800	34,800	28,100	22,700	15,600
6	67,700	55,200	45,800	36,800	29,900	24,200	16,300
7	70,600	57,400	47,800	38,700	31,700	25,700	17,200
8	73,400	59,600	49,800	40,600	33,500	27,300	18,100
9	76,200	61,800	51,700	42,300	35,200	28,900	19,000
10	78,700	64,000	53,600	43,900	36,800	30,500	19,900
11	80,800	66,200	55,500	45,300	38,400	31,700	20,800
12	82,900	68,400	57,400	46,700	39,700	32,900	21,800
13	84,700	70,600	59,300	47,900	41,000	34,100	22,900
14	86,500	72,600	61,200	48,900	42,000	34,900	23,900
15	88,300	74,200	63,000	49,900	43,000	35,700	24,500
16		75,800	64,800	50,900	44,000		25,100
17			66,300	51,900	45,000		25,700
18			67,800	52,900	46,000		

備考 この表は、他の給料表の適用を受けないすべての職員に適用する。

□ 教育職給料表 (ニ)

職務の等級	1 等 級	2 等 級	3 等 級
号 給	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
1	33,800 円	16,300 円	14,500 円
2	35,700	17,500	15,000
3	37,600	18,800	15,500
4	39,500	20,200	16,300
5	41,400	21,200	17,300
6	43,300	22,200	18,300
7	45,200	23,200	19,300
8	47,100	24,800	20,300
9	49,000	26,400	21,300
10	50,900	28,000	22,300
11	52,800	29,900	23,700
12	54,700	31,900	25,100
13	56,600	33,800	26,700
14	58,500	35,700	28,300
15	60,400	37,500	29,800
16	62,300	39,300	31,200
17	64,200	41,100	32,500
18	66,100	42,800	33,800
19	67,600	44,500	34,900
20	69,100	46,200	36,000
21	70,500	47,800	36,800
22	71,900	49,400	37,600
23	73,200	50,900	38,400
24	74,500	52,200	39,200
25	75,600	53,500	
26	76,700	54,800	
27	77,800	56,000	
28	78,900	57,100	
29		58,200	
30		59,300	
31		60,400	
32		61,500	
33		62,600	
34		63,700	
35		64,700	
36		65,700	
37		66,700	
38		67,700	

備考 この表は、中学校、小学校、幼稚園及びこれらに準ずるもので人事委員会規則で定めるものに勤務する校長、園長、教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

別表第三

教 育 職 給 料 表

イ 教育職給料表 (一)

職務の等級	1 等 級	2 等 級	3 等 級
号 給	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
1	42,400 円	18,800 円	14,500 円
2	44,500	20,200	15,000
3	46,600	21,300	15,500
4	48,700	22,400	16,300
5	50,800	23,500	17,300
6	53,000	25,200	18,300
7	55,200	26,900	19,300
8	57,400	28,600	20,400
9	59,600	30,600	21,500
10	61,800	32,600	22,700
11	64,100	34,600	24,300
12	66,400	36,500	26,000
13	68,600	38,400	27,800
14	70,800	40,300	29,600
15	73,000	42,100	31,400
16	75,100	43,900	33,200
17	77,200	45,800	34,900
18	79,200	47,700	36,600
19	81,200	49,600	38,300
20	82,800	51,500	39,500
21	84,400	53,400	40,700
22	85,900	55,300	41,700
23	87,400	57,200	42,700
24	88,900	59,100	43,500
25	90,400	61,000	44,300
26		62,900	45,100
27		64,800	45,900
28		66,700	46,700
29		68,200	47,500
30		69,700	48,300
31		71,000	
32		72,300	
33		73,600	
34		74,900	
35		76,000	
36		77,100	

備考 この表は、高等学校及びこれに準ずるもので人事委員会規則で定めるものに勤務する校長、教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭、実習助手その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

別表第五

医療職給料表

1 医療職給料表 一

職務の等級	1 等級	2 等級	3 等級	4 等級
号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円
1	68,900	47,900	36,900	22,800
2	71,900	50,800	39,600	24,500
3	74,900	53,700	42,300	26,300
4	77,900	56,600	45,100	28,100
5	80,900	59,500	47,900	30,500
6	83,900	62,400	50,400	32,900
7	86,600	65,300	52,700	35,400
8	89,200	68,200	55,000	37,900
9	91,800	71,100	57,300	40,400
10	94,400	74,000	59,600	42,900
11	96,800	76,700	61,900	45,400
12	99,200	79,300	64,200	47,200
13	101,600	81,300	66,500	49,000
14	104,000	83,300	68,300	50,800
15	106,300	84,900	69,800	52,600
16	108,600	86,500	71,200	54,300
17	110,900	88,100	72,600	56,000
18	112,900	89,700	73,900	57,700
19	114,900	91,300	75,200	59,200
20			76,500	60,700
21			77,800	61,900
22				63,100
23				64,300

備考 この表は、病院、診療所、保健所等に勤務する医師及び歯科医師で人事委員会規則で定めるものに適用する。

別表第四

研究職給料表

職務の等級	1 等級	2 等級	3 等級	4 等級
号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円
1	46,700	29,200	18,500	15,600
2	49,100	31,500	19,700	16,400
3	51,500	33,800	20,900	17,400
4	53,900	36,100	22,300	18,400
5	56,400	38,300	24,200	19,500
6	59,000	40,500	26,200	20,600
7	61,800	42,700	28,200	21,900
8	64,800	44,700	30,200	23,600
9	68,000	46,600	32,200	25,300
10	71,200	48,500	34,200	27,200
11	74,400	50,300	36,200	29,100
12	77,800	52,100	38,300	31,000
13	81,300	53,900	40,400	32,900
14	85,000	55,700	42,100	34,800
15	88,700	57,400	43,800	36,700
16	92,400	59,100	45,500	38,400
17	95,600	60,800	47,100	39,800
18	98,600	62,300	48,700	41,000
19	101,600	63,800	50,300	42,200
20	104,000	65,300	51,700	43,200
21	106,300	66,700	53,100	44,200
22	108,600	68,100	54,300	45,200
23	110,900	69,500	55,500	46,200
24	112,900	70,900	56,700	47,200
25	114,900	72,300	57,700	48,100
26		73,700	58,700	49,000
27		75,100	59,700	
28		76,500		

備考 この表は、試験場、研究所等で人事委員会規則で定めるものに勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

ハ 医療職給料表 ㊦

職務の等級	1 等級	2 等級	3 等級	4 等級
号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円
1	32,300	24,300	17,400	14,500
2	34,400	26,100	18,300	15,200
3	36,500	28,100	19,200	15,900
4	38,500	30,100	20,100	16,600
5	40,500	32,100	21,200	17,400
6	42,300	33,900	22,600	18,200
7	44,100	35,700	24,000	19,100
8	45,800	37,500	25,400	20,000
9	47,300	39,300	26,800	21,000
10	48,800	40,800	28,300	22,200
11	50,200	42,300	29,800	23,400
12	51,600	43,400	31,300	24,600
13	53,000	44,300	32,500	25,800
14	54,300	45,200	33,700	26,800
15	55,600	46,100	34,600	27,800
16	56,900	47,000	35,500	28,500
17	58,200	47,900	36,300	29,200
18	59,400	48,800	37,100	
19	60,600	49,700	37,900	
20	61,800	50,600		
21	62,800	51,500		
22	63,800			
23	64,800			
24	65,800			
25	66,800			
26	67,800			

備考 この表は、病院、診療所、保健所等に勤務する保健婦、助産婦、看護婦、准看護婦その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

ロ 医療職給料表 ㊦

職務の等級	1 等級	2 等級	3 等級	4 等級	5 等級
号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円	円
1	39,300	24,900	18,100	15,600	14,100
2	41,600	26,900	19,100	16,300	14,600
3	43,900	28,900	20,100	17,200	15,100
4	46,200	30,900	21,200	18,100	15,600
5	48,400	32,900	22,800	19,000	16,300
6	50,600	34,900	24,400	20,000	17,200
7	52,700	36,900	26,100	21,100	18,100
8	54,700	38,800	27,900	22,500	19,000
9	56,600	40,700	29,700	24,000	19,700
10	58,500	42,400	31,600	25,500	20,400
11	60,400	44,100	33,500	27,100	21,100
12	61,900	45,600	35,200	28,700	21,800
13	63,400	47,100	36,800	30,300	22,400
14	64,900	48,400	38,400	31,700	
15	66,200	49,700	39,600	32,900	
16	67,500	50,900	40,800	34,100	
17	68,800	51,900	41,800	34,900	
18		52,900	42,800	35,700	
19			43,800	36,400	
20			44,600	37,100	
21			45,400		
22			46,200		

備考 この表は、病院、診療所、保健所、家畜保健衛生所等に勤務する薬剤師、栄養士その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

別表第一

行政職給料表

職務の等級	1等級	2等級	3等級	4等級	5等級	6等級	7等級
号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円	円	円	円
1	54,750	45,280	36,400	27,570	21,780	18,580	13,930
2	57,730	47,640	38,560	29,610	23,450	19,610	14,440
3	60,710	50,010	40,770	31,660	25,170	20,650	14,960
4	63,690	52,270	42,920	33,760	27,070	21,780	15,480
5	66,670	54,550	45,080	35,800	28,910	23,330	16,000
6	69,650	56,830	47,140	37,860	30,760	24,870	16,720
7	72,630	59,110	49,210	39,870	32,660	26,470	17,650
8	75,540	61,380	51,270	41,820	34,500	28,110	18,580
9	78,420	63,650	53,250	43,570	36,260	29,760	19,510
10	81,000	65,920	55,230	45,210	37,940	31,450	20,450
11	83,160	68,180	57,210	46,650	39,580	32,680	21,380
12	85,310	70,440	59,170	48,090	40,910	33,910	22,420
13	87,160	72,700	61,130	49,330	42,240	35,170	23,550
14	89,010	74,750	63,080	50,360	43,270	36,000	24,610
15	90,860	76,390	64,920	51,380	44,290	36,820	25,230
16		78,030	66,760	52,410	45,310		25,860
17			68,280	53,440	46,330		26,480
18			69,810	54,470	47,350		

備考 この表は、他の給料表の適用を受けないすべての職員に適用する。

第二条 職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第七条の三第一項各号列記以外の部分中「三年」を「五年」に、「二年」を「三年」に改める。
別表第一から別表第五までを次のように改める。

別表第三

教育職給料表

イ 教育職給料表 (一)

職務の等級 号 給	1 等 級	2 等 級	3 等 級
	給料月額	給料月額	給料月額
1	43,660	19,280	14,860
2	45,820	20,710	15,380
3	47,980	21,860	15,900
4	50,130	23,000	16,720
5	52,290	24,150	17,750
6	54,540	25,900	18,780
7	56,820	27,640	19,810
8	59,090	29,440	20,960
9	61,360	31,490	22,100
10	63,650	33,530	23,350
11	66,000	35,630	25,000
12	68,370	37,570	26,740
13	70,640	39,520	28,640
14	72,910	41,520	30,490
15	75,180	43,360	32,330
16	77,350	45,220	34,230
17	79,510	47,180	35,970
18	81,560	49,130	37,710
19	83,600	51,090	39,480
20	85,240	53,040	40,710
21	86,880	55,020	41,940
22	88,410	56,990	42,970
23	89,940	58,950	44,000
24	91,470	60,900	44,830
25	93,000	62,860	45,660
26		64,810	46,480
27		66,770	47,300
28		68,720	48,120
29		70,260	48,940
30		71,800	49,760
31		73,140	
32		74,480	
33		75,820	
34		77,150	
35		78,280	
36		79,410	

備考 この表は、高等学校及びこれに準ずるもので人事委員会規則で定めるものに勤務する校長、教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭、実習助手その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

別表第二

公安職給料表

職務の等級 号 給	1 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級	5 等 級
	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
1	41,770	28,570	20,650	17,550	15,790
2	43,920	30,610	21,880	18,580	16,310
3	46,080	32,660	23,630	19,610	16,830
4	48,240	34,760	25,470	20,650	17,550
5	50,310	36,800	27,470	21,880	18,580
6	52,370	38,860	29,410	23,530	19,610
7	54,350	41,070	31,360	25,170	20,650
8	56,330	43,020	33,360	27,070	21,880
9	58,310	44,980	35,300	28,910	23,530
10	60,270	46,940	37,260	30,760	25,170
11	62,230	48,900	39,250	32,660	27,070
12	64,180	50,540	41,090	34,500	28,910
13	66,120	51,980	42,720	36,350	30,760
14	68,060	53,430	44,350	38,230	32,660
15	69,880	54,670	45,790	40,070	34,400
16	71,710	55,710	47,220	41,800	36,150
17	73,340	56,740	48,450	43,530	37,820
18	74,970	57,770	49,680	44,860	39,450
19		58,600	50,720	46,190	40,980
20		59,420	51,740	47,420	42,510
21		60,250	52,560	48,450	43,740
22		61,080	53,380	49,270	44,970
23		61,910	54,200	50,090	45,990
24			55,030	50,920	46,710
25			55,860	51,740	47,430
26			56,690	52,560	48,150
27				53,380	48,880
28				54,200	49,600
29					50,320
30					51,040

備考 この表は、警察官に適用する。

別表第四

研究職給料表

職務の等級	1 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級
号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
1	47,980	29,970	18,980	16,000
2	50,440	32,310	20,210	16,820
3	52,910	34,660	21,450	17,850
4	55,370	37,060	22,880	18,880
5	57,950	39,300	24,830	20,010
6	60,630	41,560	26,870	21,150
7	63,510	43,870	28,970	22,480
8	66,590	45,920	31,010	24,230
9	69,870	47,880	33,060	25,970
10	73,150	49,840	35,160	27,970
11	76,540	51,710	37,200	29,910
12	80,020	53,570	39,360	31,860
13	83,660	55,450	41,570	33,860
14	87,410	57,330	43,320	35,800
15	91,160	59,110	45,080	37,760
16	94,950	60,870	46,840	39,540
17	98,240	62,630	48,510	40,980
18	101,310	64,180	50,170	42,210
19	104,370	65,740	51,830	43,450
20	106,830	67,290	53,290	44,480
21	109,180	68,740	54,740	45,510
22	111,520	70,200	55,990	46,550
23	113,860	71,650	57,230	47,580
24	115,900	73,100	58,470	48,620
25	117,940	74,550	59,510	49,550
26		76,000	60,550	50,480
27		77,450	61,580	
28		78,900		

備考 この表は、試験場、研究所等で人事委員会規則で定めるものに勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

□ 教育職給料表 □

職務の等級	1 等 級	2 等 級	3 等 級
号 給	給料月額	給料月額	給料月額
1	34,800	16,720	14,860
2	36,750	17,950	15,380
3	38,700	19,280	15,900
4	40,690	20,710	16,720
5	42,640	21,750	17,750
6	44,590	22,780	18,780
7	46,550	23,830	19,810
8	48,500	25,470	20,850
9	50,460	27,120	21,880
10	52,420	28,810	22,930
11	54,370	30,760	24,370
12	56,330	32,810	25,820
13	58,290	34,800	27,510
14	60,240	36,750	29,160
15	62,200	38,600	30,710
16	64,170	40,490	32,180
17	66,140	42,340	33,510
18	68,100	44,090	34,840
19	69,650	45,850	35,990
20	71,190	47,600	37,120
21	72,630	49,250	37,940
22	74,070	50,900	38,750
23	75,410	52,440	39,560
24	76,750	53,780	40,370
25	77,880	55,130	
26	79,010	56,480	
27	80,140	57,720	
28	81,270	58,860	
29		60,000	
30		61,140	
31		62,280	
32		63,420	
33		64,560	
34		65,690	
35		66,720	
36		67,750	
37		68,780	
38		69,810	

備考 この表は、中学校、小学校、幼稚園及びこれらに準ずるもので人事委員会規則で定めるものに勤務する校長、園長、教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

医療職給料表

職務の等級	1 等級	2 等級	3 等級	4 等級	5 等級
号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
1	40,470	25,570	18,580	16,000	14,440
2	42,820	27,670	19,610	16,720	14,960
3	45,180	29,710	20,650	17,650	15,480
4	47,540	31,760	21,780	18,580	16,000
5	49,810	33,860	23,430	19,510	16,720
6	52,070	35,900	25,070	20,550	17,650
7	54,250	37,960	26,870	21,680	18,580
8	56,350	39,970	28,710	23,130	19,510
9	58,310	41,920	30,560	24,670	20,240
10	60,270	43,680	32,560	26,270	20,970
11	62,230	45,430	34,500	27,910	21,690
12	63,780	46,980	36,260	29,560	22,410
13	65,320	48,520	37,940	31,250	23,030
14	66,860	49,860	39,580	32,680	
15	68,200	51,200	40,810	33,910	
16	69,540	52,450	42,040	35,170	
17	70,880	53,490	43,070	36,000	
18		54,530	44,100	36,830	
19			45,130	37,560	
20			45,970	38,280	
21			46,800		
22			47,630		

備考 この表は、病院、診療所、保健所、家畜保健衛生所等に勤務する薬剤師、栄養士その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

別表第五

医療職給料表

1 医療職給料表 (一)

職務の等級	1 等級	2 等級	3 等級	4 等級
号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
1	70,740	49,210	37,800	23,360
2	73,810	52,180	40,630	25,100
3	76,890	55,160	43,390	26,950
4	79,960	58,140	46,260	28,800
5	83,040	61,110	49,210	31,290
6	86,110	64,090	51,780	33,750
7	88,890	67,060	54,160	36,300
8	91,580	70,040	56,540	38,930
9	94,280	73,010	58,910	41,490
10	96,970	75,990	61,290	44,060
11	99,450	78,760	63,650	46,710
12	101,920	81,420	66,010	48,570
13	104,370	83,480	68,360	50,430
14	106,830	85,520	70,210	52,290
15	109,180	87,180	71,760	54,150
16	111,520	88,830	73,210	55,910
17	113,860	90,480	74,660	57,670
18	115,900	92,130	76,010	59,430
19	117,940	93,780	77,350	60,970
20			78,680	62,520
21			80,020	63,760
22				64,990
23				66,220

備考 この表は、病院、診療所、保健所等に勤務する医師及び歯科医師で人事委員会規則で定めるものに適用する。

ハ 医療職給料表 (三)

職務の等級 号 給	1 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級
	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
1	33,270 円	24,980 円	17,870 円	14,870 円
2	35,410	26,880	18,790	15,590
3	37,560	28,920	19,730	16,310
4	39,650	30,970	20,670	17,040
5	41,700	33,070	21,800	17,870
6	43,550	34,910	23,240	18,690
7	45,400	36,760	24,680	19,630
8	47,160	38,650	26,180	20,570
9	48,710	40,490	27,620	21,600
10	50,250	42,030	29,170	22,840
11	51,680	43,560	30,750	24,070
12	53,110	44,690	32,280	25,340
13	54,550	45,620	33,500	26,570
14	55,880	46,550	34,740	27,590
15	57,210	47,480	35,660	28,630
16	58,530	48,410	36,580	29,360
17	59,860	49,340	37,400	30,080
18	61,090	50,260	38,210	
19	62,320	51,190	39,020	
20	63,540	52,110		
21	64,560	53,030		
22	65,570			
23	66,590			
24	67,610			
25	68,630			
26	69,650			

備考 この表は、病院、診療所、保健所等に勤務する保健婦、助産婦、看護婦、准看護婦その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

(職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

第三条 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(昭和三十三年十月鳥取県条例第三十六号)の一部を次のように改正する。

附則第十五項中「とされていた地域に在勤する職員(支給地域の区分が一級地とされていた地域に在勤する職員を除く。)」を「の区分(以下この項において「地域区分」という。)」が三級地又は四級地とされていた地域に在勤する職員」に、「当該支給地域の区分」を「当該地域区分」に改める。

附則第十六項を削り、附則第十七項中「附則第十五項の規定により支給される暫定手当の額」を「前項の規定により支給される暫定手当の額」に改め、同項を附則第十六項とし、附則第十八項を削り、附則第十九項を附則第十七項とし、附則第二十項を削り、附則第二十一項を附則第十八項とし、附則第二十二項から附則第三十一項までを三項ずつ繰り上げる。

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第二条及び第三条並びに附則第十四項の規定は、昭和四十年四月一日から施行する。

2 第一条の規定による改正後の職員の給与に関する条例の規定は、昭和三十九年九月一日から適用する。

(職務の等級の切替え)

3 昭和三十九年九月一日(以下「切替日」という。)の前日においてその者の属する職務の等級(以下「旧等級」という。))が附則別表第一に掲げられている職員の切替日における職務の等級は、旧等級に対応する同表に定める職務の等級とし、旧等級が行政職給料表の二等級である職員の切替日における職務の等級は、人事委員会の定めるところにより、同表の二等級又は三等級とする。

(号給の切替え)

4 前項に規定する職員(次項、附則第六項及び附則第

八項に規定する職員を除く。)の切替日における号給は、切替日の前日においてその者の受ける号給(以下「旧号給」という。)と同じ号数の号給とする。

5 旧等級が行政職給料表の一等級である職員の切替日における号給は、旧号給の号数から一を減じた号数の号給とする。

6 附則第三項の規定により切替日における職務の等級が行政職給料表の二等級となる職員の切替日における号給は、旧号給に対応する附則別表第二に定める号給とする。

(旧号給を受けていた期間の通算)

7 前三項の規定により切替日における号給を決定される職員に対する切替日以降における最初の職員の給与に関する条例第四条第六項の規定の適用については、旧号給を受けていた期間(人事委員会の定める職員にあつては、人事委員会の定める期間を増減した期間)を切替日における号給を受ける期間に通算する。

(最高号給等の切替え等)

8 切替日の前日において職務の等級の最高の号給又は最高の号給をこえる給料月額を受ける職員の切替日における号給又は給料月額及びそれらを受ける期間に通算されることとなる期間は、人事委員会が定める。

(昇給期間の短縮)

9 昭和三十七年九月三十日において附則別表第三に掲げられている号給を受けていた職員及び同表に号給の掲げられている職務の等級の最高の号給をこえる給料月額を受けていた職員でそれぞれ人事委員会の定めるもの並びに人事委員会の定めるこれらに準ずる職員に対する切替日(昭和三十九年十月一日において昇給規定(職員の給与に関する条例第四条第六項又は第八項ただし書の規定をいう。以下同じ。)により昇給した職員にあつては、この条例の施行の日)以降における最初の昇給規定の適用については、当該適用の日までの間に職務の等級を異にする異動をした職員等で人事委員会の定めるものを除き、昇給規定に定める期間から三月を減じた期間をもつて昇給規定に定める期間と

する。

(切替日からこの条例の施行の日の前日までの間の異動者の号給等)

10 切替日からこの条例の施行の日の前日までの間において、第一条の規定による改正前の職員の給与に関する条例の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなつた職員及びその属する職務の等級又はその受ける号給若しくは給料月額に異動のあつた職員のうち人事委員会の定める職員の同条の規定による改正後の職員の給与に関する条例の規定による当該適用又は異動の日における職務の等級又は号給若しくは給料月額及びそれらを受けることとなる期間は、人事委員会の定めるところによる。

(切替日前の異動者の号給等の調整)

11 昭和三十八年十月一日から切替日の前日までの間において職務の等級を異にして異動した職員及び人事委員会の定めるこれに準ずる職員の切替日における号給又は給料月額及びそれらを受けることとなる期間につ

いては、その者が切替日において職務の等級を異にする異動等をしたものとした場合との均衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行なうことができる。

(旧号給等の基礎)

12 附則第三項から前項までの規定の適用については、第一条の規定による改正前の職員の給与に関する条例の適用により職員が属していた職務の等級及びその者が受けていた号給又は給料月額は、同条例及びこれに基づき人事委員会の定めに従つて定められたものでなければならぬ。

(給与の内払)

13 第一条の規定による改正前の職員の給与に関する条例の規定に基づいて、切替日からこの条例の施行の日の前日までの間に職員に支払われた給与は、同条の規定による改正後の職員の給与に関する条例の規定による給与の内払とみなす。

(初任給調整手当に関する経過措置)

附則別表第一

職務の等級の切替表

給料表	旧等級	切替日における職務の等級
行政職給料表	3 等級	4 等級
	4 等級	5 等級
	5 等級	6 等級
	6 等級	7 等級

附則別表第二

行政職給料表の二等級となる職員の号給の切替表

旧号給	切替日における号給
1号給から5号給までの号給	1 号給
6 号給	2 号給
7 号給	3 号給
8 号給	4 号給
9 号給	5 号給
10 号給	6 号給
11 号給	7 号給
12 号給	8 号給
13 号給	9 号給
14 号給	10 号給
15 号給	11 号給
16 号給	12 号給
17 号給	13 号給

14 第二条の規定による改正後の職員の給与に関する条例第七条の三第一項の規定は、昭和四十年四月一日前に初任給調整手当の支給期間が満了した職員には適用しない。

(人事委員会への委任)

15 この附則に定めるもののほか、この条例の施行に關し必要な事項は、人事委員会が定める。

(職員等の旅費に関する条例の一部改正)

16 職員等の旅費に関する条例(昭和二十七年十一月鳥取県条例第四十号)の一部を次のように改正する。

第十五条第一項及び第十六条第一項中「五等級」を

「六等級」に、「六等級」を「七等級」に改める。

別表の車賃、日当、宿泊料及び食料の表区分の欄

中「二等級又は三等級」を「二等級以下四等級以上」に、

「四等級」を「五等級」に改める。

別表の移転料の表中「二等級の職務にある者」一六、

八〇〇 一九、六〇〇 二三、八〇〇 二六、六〇〇 三

七、八〇〇 四九、〇〇〇 六一、六〇〇 七七、〇〇〇

を

二等級の職務にある者 一八、〇〇〇 二二、〇〇〇

三等級の職務にある者 一六、八〇〇 一九、六〇〇

二五、五〇〇 二八、五〇〇 四〇、五〇〇 五二、五〇〇

二三、八〇〇 二六、六〇〇 三七、八〇〇 四九、〇〇〇

〇 六六、〇〇〇 八二、五〇〇

に改め、同表区分の欄

〇 六一、六〇〇 七七、〇〇〇

中「三等級」を「四等級」に、「四等級」を「五等級」に、「五等級」を「六等級」に改める。

(職員等の旅費に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

17 前項の規定による改正後の職員等の旅費に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に出発する旅行

から適用し、同日前に出発した旅行については、なお

従前の例による。

附則別表第三

昇給期間の短縮される号給の表

職務の等級 給料表	1 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級	5 等 級
行政職給料表	1 - 14	4 - 19	9 - 19	13 - 19	16 - 18
公安職給料表	2 - 17	9 - 21	14 - 26	17 - 28	20 - 30
教育職給料表(一)	1 - 23	16 - 36	22 - 31		
教育職給料表(二)	5 - 27	19 - 38	22 - 25		
研究職給料表	1 - 22	9 - 27	16 - 30	19 - 29	
医療職給料表(一)	1 - 16	1 - 19	7 - 23	14 - 26	
医療職給料表(二)	1 - 16	11 - 21	16 - 25	19 - 23	
医療職給料表(三)	6 - 24	11 - 24	17 - 21		

備考 この表中「1-14」等とあるのは、「職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（昭和37年12月鳥取県条例第55号）による改正前の職員の給与に関する条例の規定による1号給から14号給までの号給」等を示す。

昭和四年四月十五日第三種郵便

発行日 火 金

印 発 行 者

(定価)

鳥取県鳥取市東町二丁目
鳥取県鳥取市栗谷町
鳥取県鳥取市
二五〇円(送料共)